

資料 1

(MSR-23-031)

保安規定の変更について

2024年○月○日

三菱原子燃料株式会社

1

- 1. 保安規定変更の概要**
- 2. 保安管理組織の変更**
- 3. 核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う変更**
- 4. その他記載の適正化**
- 5. 保安規定変更の審査基準への適合性及び事業許可との整合性**

1. 保安規定変更の概要

令和4年5月30日付け原規規発第2205307号にて認可を受けた三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定について、令和6年三原燃第23-0573号にて変更する。

＜主な変更の理由＞

(1) 保安管理組織の変更

生産管理部設備技術課の業務所管であった施設・設備の保全及び設計・開発等の業務を効果的かつ効率的に行えるよう、生産管理部に「施設技術課」と「生産技術課」を設け、業務分掌を変更する。

(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う変更

平成25年に核燃料物質の加工の事業に関する規則が改正され、第7条の8の2(加工施設の定期的な評価)第1項が削除されたことから、関連する保安規定条文を変更する。

(3) その他

上記の他、記載を適正化する。

2. 保安全管理組織の変更

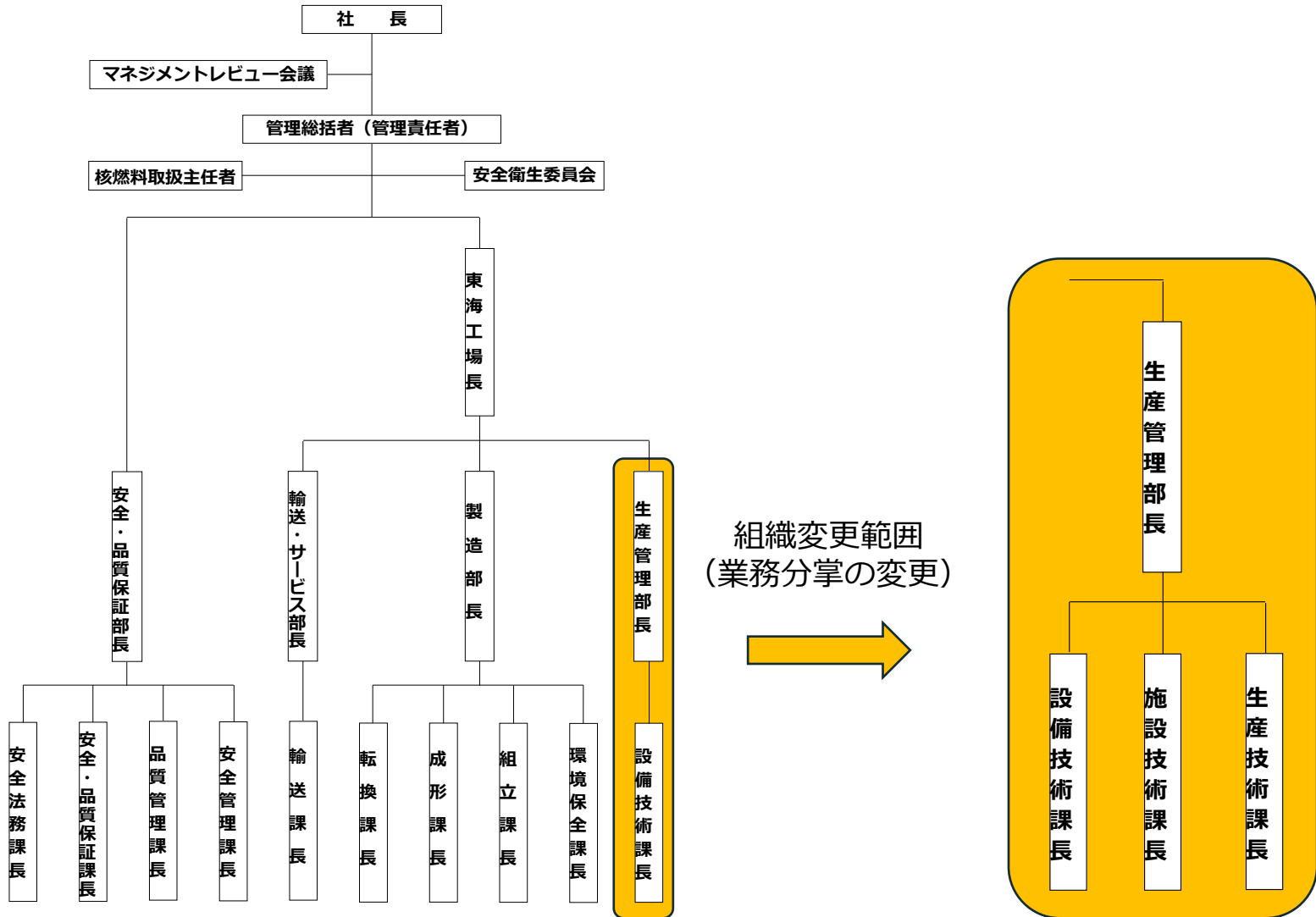
<組織変更の内容>

- ◎ 生産管理部設備技術課の業務所管であつた施設・設備の保全及び設計・開発等の業務を効果的かつ効率的に行えるよう、生産管理部に「施設技術課」と「生産技術課」を設け、業務分掌を変更する。

職務内容	変更前	変更後
施設管理(設計・開発)	設備技術課	生産技術課
施設管理(設計・開発、工事、点検) (施設技術課、生産技術課の所管する業務を除く)		設備技術課
放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設(非常用電源設備を含む)の運転		施設技術課
建物・構築物、放射性気体廃棄物廃棄設備、その他加工設備の附属施設の施設管理(設計・開発、工事、巡視、点検)		施設技術課

2. 保安管理組織の変更

<保安管理組織の変更前後>



2. 保安管理組織の変更

<関連条文>

- (第16条)操作及び管理を行う者の組織、(第17条)職務、第1図

シート4「組織変更の内容」参照

- (第36条)漏えい管理、(第54条)線量当量等の測定、(第60条の7)保全計画の策定、(第60条の8)保全の実施、(第67条)計画停電時等の措置、(第77条)放射性気体廃棄物、(第113条)六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置、別表第1-2、別表第1-3

放射性気体廃棄設備(漏えい管理、異常時の停止、補修、耐HF高性能エアフィルタの使用)、非常用電源設備の運転、維持管理の担当を設備技術課長から施設技術課長に変更

- (第62条)工事管理、(第75条)廃棄物の仕掛品、(第101条)六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置

設備技術課長と施設技術課長を並記

<加工規則の改正に伴う変更の内容>

◎平成25年に核燃料物質の加工の事業に関する規則が改正され、第7条の8の2(加工施設の定期的な評価)第1項が削除されたことから、関連する保安規定条文を変更する。

1) 平成25年に原子炉等規制法・加工規則が改正され、「**加工施設の定期評価***」に代わって、「**加工施設の安全性の向上のための評価**」(安全性向上評価)が導入された。

*施設の定期的な評価に関する規定については、初回の安全性向上評価の届出までの間は、その実施に係る規定は、なおその効力を有することとされている。(平成25年11月27日付原子力規制庁資料より)これを受けて、当社では保安規定の「定期評価」を規定している条文に基づき評価を実施してきた。

2) 当社は、初回の「**安全性向上評価**」の報告書を本年2月に届け出る予定であり、これを持って「**定期評価**」から「**安全性向上評価**」に移行することから、保安規定の「**定期評価**」を規定している記載を削除する。

3) 自己評価及び不適合の共通原因分析は、「**安全性向上評価**」の中で実施する。

<関連条文>

○**第14章(第121条～第123条)定期評価**

削除（条項欠番）

○**(第6条の8)管理者**

管理監督する業務に関する自己評価を、安全性向上評価の中で実施することに変更

○**(第8条)個別業務に必要なプロセスの計画、(第17条)職務、別表第1**

定期評価に関する記載を削除

○**(第15条の2)是正処置等**

不適合の共通原因分析を、安全性向上評価の中で実施することに変更

- 1) **第4条の2(定義)、第15条の2(是正処置等)、第15条の3(未然防止処置)、第120条(最新の知見を安全性向上に資する取り組み)、別表第1**
品管規則の「未然防止処置」について、当社の保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステム文書において「予防処置」と読み替えていたが品管規則の定義に合わせる。
- 2) **第3図(3)組立工場台車使用エリア図**
組立工場の台車移動範囲の変更(既設工認の評価の範囲内で組立工場の核燃料物質を取り扱う台車の移動範囲の拡張)を反映する。
- 3) **第54条(線量当量等の測定)、第2図(10)、添付1**
近隣事業所名の変更を反映する。
・ニュークリア・デベロップメント(株)⇒MHI原子力研究開発(株)
- 4) **第55条(放射線測定器類の管理)、第66条(計器及び放射線測定器の校正の実施)、別表第9**
加工規則第7条の4の2(加工施設の施設定期自主検査)の削除及び保安規定第11条の6(品管規則第43条)に基づき記載を明確化する。
- 5) **第60条の6(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)**
設備技術課長が作成した監視計画に従い、各設備を所管する担当課長が監視を実施し、設備技術課長がとりまとめることを、保安規定に明記する。
- 6) **第60条の7(保全計画の策定)、第60条の8(保全の実施)**
ごく軽微な自部門での補修を、保安規定に明記する。
- 7) **第17条(職務)**
生産管理部長と所属する各課長の職務記載を整合させる。
- 8) **第60条の7(保全計画の策定)**
当社において、保全計画は施設管理実施計画と同義であり、保安規定に明記する。
- 9) **第62条(工事管理)、第120条(最新の知見を安全性向上に資する取り組み)、第125条(報告)、第3図(1)、別表第1、別表第13-1、別表第16**
その他の適正化(引用章の修正等)

◎ 保安規定変更の審査基準への適合性及び事業許可との整合性について、以下のとおり整理し、それぞれ適合及び整合していることを確認した。

項目	保安規定の審査基準*への適合性	事業許可との整合性
<p>保安管理組織の変更</p>	<p>「第3号：加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織」の審査基準である加工施設の保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職務の業務内容を定めることに対し、</p> <p>保安管理組織の変更に関わる保安規定の変更は、組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、保安規定の業務内容は従来から変更なく、審査基準に適合している。</p>	<p>事業許可の「保安のための組織や業務」に関する記載に対し、</p> <p>保安管理組織の変更に関わる保安規定の変更は、組織分割に伴う業務分掌の変更の反映であり、保安規定の業務内容は従来から変更なく、事業許可と整合している。</p>
<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う変更</p>	<p>「第2号：品質マネジメントシステム」の審査基準である管理者の職務、個別業務に必要なプロセス、是正処置等を品管規則及びその解釈を踏まえて定めることに対し、</p> <p>加工規則改正による保安規定の変更は、定期評価に関連する条文を削除したうえで、管理者の職務、是正処置等の業務の一部を安全性向上評価の中で実施することとしたが、品管規則及びその解釈を踏まえて定めており、審査基準に適合している。</p>	<p>事業許可の「個別業務、評価及び改善」に関する記載に対し、</p> <p>加工規則改正による保安規定の変更は、安全性向上評価への移行に伴い定期評価の記載を削除するものであり、事業許可と整合している。</p>

* 保安規定の審査基準：第1号、第4号～第19号は「変更なし」



三菱原子燃料

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**